

平成21年第3回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年2月10日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 加藤 一夫
同 委員 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第7号 平成21年度練馬区教育委員会教育目標の制定について
- (2) 議案第8号 平成20年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価に関する報告書について
- (3) 議案第9号 平成21年度区立スポーツ施設の臨時休館について
- (4) 議案第10号 平成21年度区立図書館特別館内整理日について

2 陳 情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 学習指導要領の改訂と課題について〔継続協議〕
- (2) 命を大切に教育の推進について〔継続協議〕
- (3) 練馬区立中学校選択制度の改善について(案)

4 報 告

- (1) 教育長報告
小中一貫教育校に関する説明会の実施結果について
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 部 仁
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 学務課長	臼 井 弘
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	大 滝 雅 弘
生涯学習部生涯学習課長	高 橋 誠 司
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 1名

委員長

それ今から、平成21年第3回教育委員会定例会を開催する。
 それでは案件にそって進めていく。
 本日の案件は、議案が4件、陳情が1件、協議が3件、教育長報告が2件である。

(1) 議案第7号 平成21年度練馬区教育委員会教育目標の制定について

委員長

それでははじめに、議案第7号 平成21年度練馬区教育委員会教育目標の制定についてである。

この教育委員会教育目標については、これまで2回の協議を行った。

その過程で、現在の教育目標は、改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえた所要の改正を行って、大きな見直しは必要ないが、学習指導要領が改訂されたことを踏まえて一部修正が必要ではないかというご意見が出された。

そのことを踏まえて、委員長と教育長、事務局とで整理を行って、本日、「平成21年度練馬区教育委員会教育目標(案)」として提出されている。

それでは、事務局からこの改正案について説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)平成21年度練馬区教育委員会教育目標について、2点の変更点を説明。

委員長

それでは、ただいま説明があった平成21年度の教育目標(案)について、ご質問、ご意見などがあればお願いする。

佐藤委員

2番目の訂正箇所について、「学習意欲を高め、基本的な知識および技能を活用して」ということである。学習意欲ということ考えた場合に、基本だけではなく、基礎という文言を入れなくてよいだろうか。その点はいかがか。

委員長

1つ問題提起があった。どうだろうか。佐藤委員のご発言は「基本的な」に加えて「基礎的な」という文言を入れてはどうかという意見である。

佐藤委員

「生きる力をはぐくむ」という考え方に基づいた場合に、「基礎的・基本的な」としてはどうかと考えて発言した。「基本」という文言でよいということであればそれで結構であるが、それが気になった。その他のところは非常にまとまっていて、よくできていると思っている。

委員長

基本方針の2番についてご意見が出た。先ほど課長から説明があったが、このように修正した経緯として3つの理由がある。

1点目は、学校教育法で学力にかかわる規定がある。そこに「生涯における学習の基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う」とあり、その後、「養うことに、特に意を用いなければならない」となっている。学校教育法30条の第2項にそういう表記がある。「基礎的な知識及び技能を」と言っている。

2点目は、中央教育審議会の20年1月17日の答申で、学力の重要な要素として3つ挙げている。その2つ目に、「知識、技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」と言っている。

3点目は、新しい学習指導要領の第1章の総則の第2段落に、「学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において児童・生徒に『生きる力』をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに」と記されている。

その3点から考えて文言を追加したほうがよいだろうということで、今回、このように修正したわけであるが、そのときに、「基本的な知識および技能」として、「基礎的」という言葉は使わなかった。

先ほど申し上げたように、学校教育法では「基礎的」と言っているが「基本的」とは言っていない。中央教育審議会は答申であるが、「基礎的、基本的な知識、技能の習得」と言っていて、「基礎的」「基本的」を併記している。また、学習指導要領の総則ではやはり「基礎的・基本的な知識および技能」と言っている。つまり、学校教育法だけが「基礎的な」と言っているわけである。背景として、そういったことを受けて文言を直

している。「基礎的」という文言を入れるかどうかについてどのように判断するか。基本の中には基礎も含まれていると考えて、資料ではまとめている。

教育長

基礎、基本という言葉は日常的に使われている。「基礎的」を入れても間違いではないし、基礎と基本では意味合いが異なるのではないか。学習指導要領で「基礎的、基本的」となっているわけであるから、佐藤委員がおっしゃるように「基礎的」という言葉を入れたほうがわかりやすい。学校教育でも、基礎と基本という文言は当たり前のように使っていて、あわせて使っていることのほうが多いのではないか。

委員長

基礎と基本はどう違うかという議論もある。例えて言うと、家をつくるときの土台が基礎で、基本は柱であると言う考えもある。いろいろな言い方があるが、厳密に言えば基礎と基本とは分けることもできるだろう。また、教育長のご発言は、比較的「基礎、基本」という形で使われることが多いことを考えれば、基礎という言葉を入れて「基礎的・基本的」としてもよいのではないかという発言である。

時間的な制約もあり、今回でまとめたいと考えているのであるが、いかがか。

佐藤委員

文言だけ修正するのであれば問題ないのではないか。また、入れる必要がないのであればそれでよい。

教育長

入れたほうがよいと考える。

委員長

それでは、2番の追記した部分は、「基礎的・基本的な知識および技能」とする方向でまとめたい。

1番の「心の教育」という表記については、大分前からこの教育目標で使われてきた。それを「豊かな心を育成する教育」と改めようとした意図は、先ほど説明もあったように、「豊かな心の育成の充実」ということが、学習指導要領の改訂の基本的な考え方の1つであるということ意識した結果である。

また、学習指導要領の総則の第1章の2のところに、「豊かな心を持ち伝統文化を尊重し」とある。「豊かな心を持ち」ということで、「心の教育」とは言っていない。

さらに参考としたものとして、教育基本法の「教育の目標」がある。その第2条に「豊かな情操と道徳心」とある。これは「豊かな心」とほぼ同じ意味に使われているという考え方に立つと、「心の教育」とは大きな概念でくくっている言葉であって、広く使われていた言葉であると思うが、今申し上げたことを背景に「豊かな心の育成」と改めているわけである。あるいはより鮮明にしたということでもある。

佐藤委員

この中に「道德教育の育成」という文言を入れる必要があるかどうかについても考えた。今、盛んに道德教育について議論されているので、この教育目標の中にも「道德教育の育成」という文言を入れてもいいのではないかと感じたのであるが、その点はいかがか。

委員長

基本方針の1番に絡んでご発言があった。これはどうか。

教育長

教育目標をつくるときに、佐藤委員がおっしゃったように「道德」という言葉を入れるかどうかについて検討した。「道德」という言葉は、その意味についても人それぞれ理解が違ふと思われるが、基本的には「豊かな心の育成」である。「道德」という文言を入れてしまうと、道德の時間だけのようにとられてしまう。各教科でまさに「豊かな心の教育」に取り組んでいくということなのである。したがって、ここで「道德」という言葉を使わずに、「豊かな心の育成」と表記するほうがソフトでわかりやすいのではないかと、という議論があつてこのようになっている。この教育委員会では「道德」という文言を使ったことはない。

委員長

道德の指導は、学校の全教育活動を通して行うことになっており、各教科においても道德を指導するわけである。先ほど「心の教育」について大きな概念であると発言したが、道德教育というと、今ご発言があつたように道德の時間だけとられてしまうこともあるかもしれないし、道德そのものについてどういう価値であるかということについてはいろいろ意見もあるところである。したがって、当委員会ではそれを使用せずに、これまでの「心の教育」を「豊かな心を育成する教育」とすることでまとめている。

佐藤委員

「豊かな心を育成する教育を充実する」となっているところを「道德教育」として、さらに括弧して「豊かな心を育成する教育」とつなげる方法もあるが、表現としてしつこいか。

教育長

確かに「心の教育」という文言は取り方が難しく、さまざまな面、メンタルな面ととられる可能性もある。そういった点では、「豊かな心を育成する教育」とするとよりわかりやすくなる。佐藤委員がおっしゃるように括弧書きするのは、文章として長過ぎると思う。

青木委員

教育委員会の教育目標としては、この「豊かな心」という表現にとどめておいて、こ

の後、各学校がどのように「豊かな心」というところを理解して、どのような目標を立てて実際に取り組んでいただくか、よく検証していくという方向でよいのではないか。

教育長

教育指導課において、この教育目標を受けてより具体的な活動等を示していくわけである。それを受けて学校が取り組んでいくわけであるので、そこでさらに細かくなっていくはずである。

佐藤委員

わかった。

委員長

他にどうか。先ほど申し上げた経緯があって、1番と2番について文言の修正をしてはどうかということで資料を提出したわけであるが、2番については、「基本的な」の前に、「基礎的・」を入れて教育目標としてまとめたい。その辺についてご意見はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この議案第7号については、基本方針の2番の「基本的な」の前に「基礎的・」を入れて「承認」していただけるか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第7号については、今申し上げた形で「承認」とする。事務局においては、そのような修正をした上で作成していただきたい。

議案第8号 平成20年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価に関する報告書について

委員長

つづいて、議案第8号 平成20年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価に関する報告書についてである。

平成20年度の教育に関する事務の管理等に係る点検・評価については、昨年11月から6回にわたって協議を行い、前回の会議で、この「点検・評価に関する報告書」のまとめを行った。

その際に、各委員から出された意見を踏まえて、委員長、教育長および事務局とで最終的に整理して、この報告書を議案として提出することで各委員のご了承をいただいている。

本日、議案第8号として提出された報告書(案)は、このことを踏まえて作成したものである。

最初に、事務局から説明をお願いし、その後皆さんの意見を伺いたい。それでは説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)これまでの協議を踏まえて整理した「報告書(案)」について、概要を説明。

委員長

それでは、この件について各委員のご質問、ご意見などを承りたい。

進め方については、目次に示されている項目ごとに審査が必要か。それとも、最後のまとめのページに絞ってご意見を伺えばよいだろうか。これまでの話し合いを受けてまとめたものであるので、ページを追って確認しなければならないだろうか。

佐藤委員

今回、30ページ、31ページに実施結果と方向性がまとめられているわけであって、その他の部分は議論が済んでいる。30ページ、31ページに絞って議論する方向でよいのではないか。

委員長

佐藤委員からはお聞きのようなご発言があった。そういう進め方でよろしいか。

それでは、まず29ページまでのところでご発言があれば伺いたい。どうか。佐藤委員が発言されたように、これまで協議してきたことがまとめられている。

教育長

11ページ以降の点検・評価表について、既に協議してきたことであるが、不足しているところや書き方の誤り等があれば指摘していただければと思う。その上で、30ページ、31ページに進めばよいと考える。

委員長

教育長からご発言があった。11ページ以降の点検・評価表について、文言や内容について確認したほうがよいか。そこまではよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、報告書(案)の29ページまでは、これまで協議してきた内容であるので特に問題はないということである。

それでは、残った30ページ、31ページに絞ってご意見を伺いたい。

外松委員

前回、今後の方向性の部分をさらに検討していこうということであった。よくまとめていただいていると思う。ただ、31ページについては、内容的にはよいが、文章が長く続いているのでどうしても読みづらく感じる。例えば3行目以降は、今後の方向性が具体的に列記されているわけである。ページには若干余白があるので、形式上のことであるが、項目ごとに少し強調していただいたり、行変えの工夫をしていただいたりして、もう少し読みやすい形になるとよいと思う。

また、31ページ後段の「現在、教育委員会では」の文章の2行目に、「また、『練馬区スポーツ振興基本計画』・・・」とあるが、ここは行を変えていただいたほうがよい。

委員長

2つご意見があった。1つ目のご意見は、31ページの3行目から行空きの前まで4つの段落がある。そこに、例えば小見出しをつけるなどすればもっと読みやすいのではないかというご意見であろうか。

外松委員

小見出しをつけるまでもなければ、強調して太字にするなど、せっかく今後の方向を述べているので、そのことをしっかりとアピールできる表記にしたほうがよいのではないか。

委員長

行空きの前の2行に「また、今後は、これまで以上に区民ニーズを」という文章がある。これはこの部分のまとめの一文のような位置づけととれる。外松委員からはお聞きのようなご意見が出た。他にどうか。

青木委員

外松委員がおっしゃったように、31ページの4つの段落をわかりやすく表記したほうがよいと思う。

また、その段落の最後の2行「また、今後は」のところは、有識者からの意見に対して答えた上で、さらに区民に対して教育委員会としての意見を述べているので、もう少し強調して書いたほうがよいのではないか。

それから、その後に「現在、教育委員会では」とあって、その文章の下から4行目も「教育委員会では」という文言で始まっている。この最後の4行が、今回の点検・評価の総まとめであろうと思うので、ここも行を空けるなり、枠で囲むなり、ここがまとめの文章であることが見てわかる形にさせていただけるとよいと思う。

教育長

31ページのところで、有識者の3人に助言・意見をいただいているわけである。助言については、点検・評価の実施方法に関するもの、教育施策に関するものがある。小中一貫教育や地域に開かれた学校づくりのことは、まさに意見であろう。この辺り、意見と助言についてしっかり整理をして書いたほうがよい。

委員長

青木委員からは、外松委員の発言を受けて、31ページの3行目からの6つの段落について、最後の2行はとても大切であるので、小見出し等をつけるのであればそこを強調できるようにしてはどうかという意見であった。

それから、31ページの最後の4行についてはきちんと位置づけることが必要で、これを総まとめという形で位置づけてはどうかという意見もあった。

その前に、外松委員からは、行空き後の2行目の「また」は改行したほうがよいという意見があった。

教育長

こうして見てみると、青木委員がおっしゃった行空き前の最後の2行と、行空き後の最後の4行とは合わせて書かなくてはならない。そして、行空き後の「現在、教育委員会では」の文章は、まさに今取り組んでいることを述べているわけで、行空き前の部分に上がって、『「地域に開かれた学校づくり」の推進や』のあたりに入ってくるであろう。よく見るといろいろな文章が行ったり来たりしているので、整理しなければならない。

委員長

先ほどから指摘されているように、行空き前の「また」で始まる2行は最後の締めくくりである。今後の方向づけでもあるから、最後の4行と合わせて配列を変えたほうがよい。そして、「現在、教育委員会では」の部分は、行空き前の文章に入れて叙述したほうが通りがよいであろう。

佐藤委員

行空きの下の「練馬区スポーツ振興基本計画」などをカギ括弧でくくってあるが、このカギ括弧はあまり意味がわからなかった。カギ括弧は取っても文章はうまくつながるのではないか。

委員長

文章をわかりやすくするためのカギ括弧ではないか。

佐藤委員

カギ括弧を取って、文章を1本にしたほうがわかりやすいのではないかということである。カギ括弧がついていると、付録のような感じがしないだろうか。

教育長

前段で「練馬区新長期計画」や「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」などもカギ括弧をつけている。わかりやすくするためにつけている。

委員長

この報告書は、スケジュール的にどうなっているか。

教育長

3月10日の区議会の文教委員会に出す予定であるので、次回の2月27日までは完成していただきたい。本日は多くのご意見が出てきているので、まとめるのは難しい。次回、もう一度整理してお出ししたい。

委員長

本日のご意見を踏まえ、どのくらい読みやすくなったかなどをきちんと検証する必要がある。

佐藤委員

時間に制限があるので、今回の議論を踏まえて修正してもらって、それを確認してまとめるという方向でよいのではないか。

委員長

時間的には次回の教育委員会で決定すれば間に合うということである。今回、いろいろなご意見が出たので、それを踏まえて事務局でもう一度整理してもらおう方向でよいか。

教育長

議決事項であるので、完成品としてここで決定しなければならない。

委員長

本日は、29ページまではよいという確認ができたが、30ページ、31ページについては各委員からご発言があった。他にご意見があれば伺いたい。どうか。

青木委員

31ページの小中一貫教育校について、「連携教育の充実などにも生かしていきます」とある。「充実にも」ではなく「充実に生かしていきます」としていただきたい。「にも」という表現はどうか。

委員長

小中一貫教育校の文章の最後の「充実にも」を「充実に」に変えてもらいたいというご意見である。

その他に細かいところで、「平成」がつかれたりつかなかったりしている。これは通例そ

のようにしているのか。厳密に言えば「平成」をつけるものではないだろうか。
他にご意見はあるか。よいか。

それでは、本日は報告書(案)の30ページ、31ページについてご意見を伺った。
出された意見をもとにして事務局でもう一度整理をしていただいて、次回改めて審議
したい。したがって、この議案第8号については「継続」としてよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第8号については「継続」とする。

議案第9号 平成21年度区立スポーツ施設の臨時休館について

委員長

では、つづいて議案第9号 平成21年度区立スポーツ施設の臨時休館についてであ
る。この議案について説明をお願いします。

スポーツ振興課長

資料の説明(説明要旨) 通常点検以外の保守点検や補修工事等を行い、快適な施設利用
と施設の安全性を保つため、各区立スポーツ施設の臨時休館日
をそれぞれ設けること等を説明。

委員長

この件について、ご意見等はあるか。

教育長

上石神井体育館のリニューアルオープンはいつか。

スポーツ振興課長

4月1日である。

教育長

4月1日までずっと休館して、12月にまた休館するのか。その辺を説明してもらい
たい。

スポーツ振興課長

上石神井体育館は4月にリニューアルオープンする。次の臨時休館は12月を予定し
ていて、1年経っていないわけであるが、法定点検等を1年に1回行う流れの中で、上
石神井体育館については例年この時期に行っていた。この時期に行わないと、例えば法

定点検を3月などに行うことになってしまう。来年度は平和台体育館も8月から3月まで休館する予定であるが、そういったものが3月に集中してしまうこともあり、この時期にやっておきたいということで設定させていただいた。

委員長

お聞きのような説明があった。他にどうか。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

快適な施設の利用、安全性のためにこのような臨時休館が設定されるということである。議案第9号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第9号は「承認」とする。

議案第10号 平成21年度区立図書館特別館内整理日について

委員長

つづいて、議案第10号 平成21年度区立図書館特別館内整理日についてである。では、この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料の説明(説明要旨)資料の有無および目録データの正誤を確認することにより目録データの精度の保持および資料検索・予約等の利用者サービスの維持を図るため、区内11館の特別館内整理日を設けることを説明。

委員長

ご質問、ご意見はあるか。

青木委員

パソコンで図書などを予約するときに、借りたいものが休館中のところにあった場合は、休館が終わった後まで待つことになるであろう。そういったことについてもきちんとお知らせすると理解してよいか。

光が丘図書館長

臨時休館期間は本の棚卸しを行うため、貸し出しはこの期間が終わってからとさせていただきます。きちんと周知させていただく。

委員長

他にあるか。

佐藤委員

棚卸しをすると、図書の紛失や破損等が見つかると思う。こういったことが非常に多くなっているようなので、どういう図書にどれくらい起きているのか、時間の許す限りお示しいただければありがたい。

光が丘図書館長

本、CD等の破損等についてはその都度対応させていただいているところである。特別館内整理日については、そういうこともあわせて行うが、特に紛失等に対して図書データと照合させて、ご利用いただけないものについて確認する作業である。全体で1%強ほど、数字的には2万点近くの不明図書資料があるというデータになっている。こちらの数字には破損等は含まれてない。破損等については詳細のデータを持ちあわせていないが、見たところ月に100、200の単位で出ているところである。

委員長

他にあるか。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

この特別館内整理日は、目録データの精度の保持や資料検索・予約等の利用者サービスの維持を図るために設定するものである。それではまとめた。議案第10号は「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第10号は「承認」とする。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続協議〕

委員長

次に陳情案件である。陳情第4号「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、このところ毎回申し上げているように、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしているので、本日のところは継続としたい。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) 学習指導要領の改訂と課題について〔継続協議〕

委員長

つづいて、協議案件である。まず、(1)学習指導要領の改訂と課題についてである。この協議案件については、本日協議したい。これまでは、中学校の武道、小学校の外国語活動、そして前回は理科について協議を行った。

本日は、学習指導要領の改訂に伴う4点目の課題として、情報モラル教育を含む道徳教育について協議したいと考えている。

本日、新しい資料が出されているので、まず説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨)新学習指導要領における道徳教育の充実、練馬区教育委員会の取組の現状と課題について説明。特に情報モラル教育の充実について取り上げて詳細を説明。

委員長

ただいま説明があったように、新たな資料が提出されている。道徳教育の関係では本日が1回目の話し合いになる。まず、資料についての質問等はあるか。

特になければ、本日は道徳教育の現状と課題、特に情報モラル教育のを中心に取り上げて協議をしたいと考えている。ご意見はあるか。

教育長

新設される道徳教育推進教師は各学校1名ということであるが、現在、組織上このような役目を担う教師はいるのか。

教育指導課長

現在は、道徳主任と定めている学校もあれば、道徳の担当ということで2人程度入っ

ているところもある。ここで問題となるのは、道徳の先生はだれかと外部から聞かれたときにあいまいな答えをする場合があるということである。年間の指導計画には義務づけられているにもかかわらず確かになっていない。担当者を外部に向けても発信する必要があるため、道徳教育推進教師という名称で個人として特定するようにという内容である。

佐藤委員

道徳教育にあたる教師については、例えばベテランの方をあてるなどということをお考えか。

教育指導課長

前々から中央教育審議会から重点として出ているところである。情報も校長会を通じて提供しているところである。名称については道徳主任、道徳担当者など、学校ごとにお任せしている内容であるが、年間の指導計画をつくるということで、要として展開推進していくわけであるから、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、研究主任、道徳主任と並列で、それなりに経験を経た道徳に自信のある方、力量のある中堅ベテランの方を校長が指名するものという話を校長会でもしている。結果としてそうなると受けとめているところである。

教育長

小学校の場合は、担任の先生が道徳の授業も受け持つことで子供との接触が非常に強い。心のノートも使われている。一方、中学校の場合は担任であっても、普段は一緒にいないわけである。中学校の道徳公開講座の授業を見ると、何かしっくりいかないものがある。何となく過ごしているように感じることもある。道徳であるから解答があるものではないし、まとめなどの時間はなくてもよいわけであるが、こういうことでよいのだろうかという感じがしないでもない。今回、道徳教育推進教師ができて、そのもとで担任の先生がいろいろと研究しながら取り組んでいく仕組みであるから、少し改善されるのではないかと考えている。

委員長

教育長のご発言を受けて言えば、私も中学校の道徳公開講座を見たときに、学年集会のような形で道徳の授業が行われていたことがある。やらないよりはいいのだろうが、これでいいのだろうかという感想を持ったことがある。小学校と中学校とで違うところである。

外松委員

公開講座は小学校を何校か見せていただいたのであるが、中学校は行ってないので、ぜひ中学校の公開講座に行ってみたいと思っている。先ほど説明があったように、情報モラル教育は中学校にとって日常的な、本当に切羽詰まった問題であろう。道徳の時間で情報モラルについて取り上げて、しっかりときめ細かく教育をしていただく必要性に

迫られていると思う。中学校ではぜひ道徳の時間に、現実に日々生徒たちが感じている情報モラルの教育を年間に何回でも取り上げて、しっかりと教育していただきたいと思っている。

委員長

この情報モラルの問題についてはまだいろいろとあると思うのであるが、時間の関係がある。

教育長

資料の2枚目の裏面「課題」の部分についてである。今年度小学校5年生、中学校2年生および全保護者を対象に、各学校1回であるが情報モラル講習会を行う。その他にも、各学校でさまざまな情報モラルについての講習会を持っているが、意見交換会になると多くの保護者が帰ってしまう。本当は意見交換会でいろいろな意見が出るとよいのであるが、道徳の公開講座を見に来て、クラスごとの会合にはなかなかついていけないと言う。少なくとも大人よりも子供たちのほうが情報の操作がうまく、ついていけないのである。携帯世代ではないと全くついていけない。そういう方を対象に講習するのは難しい。

それで今回の講習は、実物を見せて裏サイトとはどういうものなのか、子供たちが現実にどういうものを見ているのかという内容になる。言葉では知っていても見たことがないわけである。

委員長

本日は道徳教育の1回目の協議であり、時間の関係もあるのでここまでにさせていただいて、次回、この情報モラル教育に絞ってある程度時間をとって意見交換したい。そのような進進にさせていただいてよいか。

教育長

生涯学習課においても来年度、区民向けの講習会を予定している。それも次回資料としてお出しする。

委員長

それでは会の進行上、本日はここまでにさせていただく。次回は相当な時間をとって、情報モラル教育について協議をしてまいりたい。本日のところは申し訳ないが、継続とさせていただきたい。

協議(2) 命を大切にする教育の推進について〔継続協議〕

委員長

つづいて協議の(2)命を大切にする教育の推進についてである。本日で3回目の協議になる。

前回の協議では、資料として提出された教師用のリーフレットをもとに、各委員からご意見をいただいた。本日も新たな資料が出ているので、協議に入る前に説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明（説明要旨）2月9日に行われたいじめ防止実践事例発表会をはじめとする練馬区いじめ一掃プロジェクトについて説明。

委員長

この協議についてもずっと継続で来てしまって申し訳ない。大変大きな課題であるので、5分や10分ではなかなか話し合いが難しい。できれば次回の協議で、情報モラル教育とも相当接点があるように思われるので、少し時間をとって集中的に話し合いをしたい。本日のところはこの資料の報告にとどめさせていただきたいが、どうだろうか。

佐藤委員

情報モラルの問題と非常に関連性が高いので、改めて一緒に議論する機会を持ったほうがよいであろう。

委員長

そうさせていただけると大変ありがたい。

教育長

この事例発表会では、4つの学校の事例発表があった。その中で、開進四小はキッズフレンドということで、子供たち自身が校内を巡回しながら活動している。3年ほど前に、茨城県のある中学校で生徒自身がいじめ防止のために立ち上がったという記事を新聞で見て、教育指導課に話をしたことがある。まさにそのような取り組みが練馬区の学校でも行われているのである。次回は、練馬区の小中学校103校がどのような取り組みをしているかお出ししたいと思う。こういった取り組みは区民の方もご存知ない。子供の数が多かったり少なかったりという違いはあっても、それぞれの学校で行っているのである。それでもなかなかいじめがなくなるという難しさはあるが、少なくとも、子供たちも学校もこういうことに取り組んでいるということをお示ししたい。

それから、今、昨日子供たちが出してきたメッセージの中から、いじめる人、いじめられる人を5つに分けたものをお配りした。それらも含めて、次回に改めて協議をお願いしたい。

委員長

先ほどの道徳教育との絡みもあるので、この問題については次回以降に集中的に時間をとって協議させていただきたい。

外松委員

資料のことで発言させていただきたい。の参加者であるが、今のところで児童会生徒会代表1名となっている。事例を発表する学校は何人か児童・生徒がいるであろうが、各校からせめて2名参加してもらうことはできないだろうか。発表会に参加した児童生徒の皆さんは、恐らくいろいろなことを感じると思う。それを自分の学校に戻って行動化するとき、1人よりも複数いたほうがより共感して、行動化に至る土台づくりになるのではないか。1人では少し厳しいのではないか。ご検討いただければと思う。

委員長

お聞きのような要望である。

教育長

当日は、発表した学校以外の教員なども来ている。今回の会場は300人しか入れないのである。

委員長

外松委員のご発言は、各学校から2名ぐらいずつ出たほうがよいという意味か。

外松委員

会場の都合もあるだろうが、1名だけでは、自分の学校に戻って行動したり様子を伝えたりするにしても、他の児童生徒の皆さんに何らかのアクションを起こすといっても厳しいものがあるのではないかと思う。

委員長

当日はどういう人が参加していたのか。

教育指導課長

発表校については発表する児童生徒と担当教員であり、その他の学校からも生活指導主任や、保護者の方もたくさんお見えになっていた。

委員長

会場の問題もあるだろうが、参加人員も考えていただきたいという要望である。ご検討いただきたい。

佐藤委員

先ほど教育長から、いじめの事例が出た場合に子供たちも含めて各学校がどういう対応をしているのか、まとめて資料で出していただけるという発言があった。具体的な各学校の対応事例があれば、議論の対象になってくるのではないかと思っている。

委員長

それでは、本日のところはこの協議案件については継続とさせていただきます。

協議(3) 練馬区立中学校選択制度の改善について(案)

委員長

つづいて3番目の協議案件、(3)練馬区立中学校選択制度の改善についてである。この協議案件については、本日、新たに提出されたものである。はじめに資料の説明をお願いします。

学務課長

資料の説明(説明要旨)平成20年8月に出された中学校選択制度検証委員会からの報告・提言に基づく選択制度の課題解消に向けた改善案について説明。

委員長

これも大変重要な大きな問題である。本日の時点で質問等はあるか。

外松委員

練馬区が中学校選択制度を導入して4年が終わろうとしているわけである。これは選択制度検証委員会の提言に基づいた改善案であるが、この制度をつくった16年度、17年度の時点においても時代の流れで少子化ということはわかっていたであろうし、また希望制にするということは当然、それまでの学区域制と異なり、希望が多い学校と希望が少ない学校との間に差が生じてきて、生徒数の少ない学校が生じるということは予測されていたと思う。

そうすると、小規模校になった学校に関しては、検証委員会などにおいても統合を視野に入れて考えられていたと解釈してよいのだろうか。特に中学校は教科担任制であるので、余りにも生徒数が少なくなると、もちろん小学校も教師の数がそれに伴って少なくなるので共通しているのだが、部活などいろいろと運営しにくいことははっきりしている。その辺をどのように考えておられたのか、この選択制の話が出るたびに疑問を感じていた。

もう一点は、小規模校になってしまっている中学校は、恐らく都心でもたくさんあると思う。そういう学校が、小規模校ゆえのいろいろな課題をどのようにクリアして充実した学校運営を行っているのか、また生徒がどのように学校生活を送っているのか、そういうことがわかれば、今後ぜひ参考にさせていただきたいと思っている。

教育長

統廃合は前提にしていない。もう一つは、小規模校は選択制度をとらなくても小規模なのである。それが選択制度を入れた結果、特定の中学校との関係で顕著になった。それが少し激し過ぎるのである。

具体的に言うと、希望数が極端に多い光が丘一中、二中、三中の3校を除くと、おおむね選択制度を導入した考え方は生かされているのである。この3校がここまで多くなるとは考えていなかったが、その他はおおむね予想通りの数である。

選択制度を導入する前、平成9年度から通学区の弾力性ということで、練馬区ではかなり指定校変更を認めてきた。いわゆる8条制度で、800人から900人程度の生徒が動いていたのである。それが選択制の導入によって1,300人程度になった。豊溪中や八坂中は、以前から学区外に進む生徒が多かった。光が丘一中、二中、三中が、谷原中や豊溪中、練馬中といった周辺の学区の子供たちを多く集めてしまった。この3校は、40人枠のところを全員受け入れている。本来ならば学区外の生徒が来ることによってさまざまな問題が生じているはずなのであるが、その辺がなかなか出てこない。

少なくなった学校はいろいろと困っていて、豊溪中にしても谷原中にしても一生懸命努力しているのであるが、その効果がなかなか浸透しないのである。ただ、生徒数が少なくなっても廃校にはしない。例えば小規模校の部活のあり方等についても手を尽くして、周りの学校と一緒に活動するなどといったことを含めて検討する。例を挙げると、大泉西中と豊玉二中の2つの中学校が同じバレーボール部をつくった。距離は離れているのであるが、たまたま教員同士につながりがあった。大泉では、大泉学園桜中を中心に野球のクラブチームをつくっている例もある。

極端なのは光が丘の3つの中学校なのである。一方で、光が丘四中は同じ光が丘でも減っている。いずれにしても、中学生が、保護者も含めて行きたい学校を選ぶことを尊重しようということで選択制度を導入したわけである。小学校はまだ自分で決めるのは難しい。中学校になれば、噂などに流されずに自分の意思で決められるであろうということであったが、やはりどうしても噂、風評が入ってしまっているようである。その結果、極端な例が出てきてしまっているということである。外松委員のご質問に対して、これまでのいきさつについてお話しさせていただいた。

委員長

外松委員から2点あった質問の、主として1点目について教育長から発言があった。2点目については、都心の学校であるとか山村の学校であるとかいろいろと議論があるかもしれない。これも5分や10分ではなかなか終わらない大きな問題である。

佐藤委員

選択制を導入するにあたって議論したことは、基本的に2つあった。

一つは人口密度の問題であった。もう一つは、生徒数が減るといことは学校に何かあるのではないか、学校の先生方が十分に努力することで改善されていくのではないか、そういうことも必要ではないかという議論があったと記憶している。これは練馬区だけでなく、選択制度を行う学校はどこもそういう考えを持っていたと認識している。

選択制度については、学校と家庭がしっかりと連携して地元の学校をどのようにしていくかを考えないと、ますます生徒数が減っていく学校が出てくるであろうと感じている。自分の地域の学校はどうなるのか、地域をあげて頑張らなければならないということ

とおっしゃる地域の方もいらっしゃる。教育委員会としても机上の議論だけではなく、現場の様子を聞きながら対応していく必要がある。

教育長

まさに地域の学校という考え方である。その中で選択制を入れたということは、中学生になれば、小学生よりもう少し広い地域の一員にもなることができるであろうということである。小学生の生活エリアはまさに狭い地域の中であって、中学生はもう少し範囲が広がって、学区域外のエリアの学校に来ているわけである。その点では選択制の趣旨は生きている。

佐藤委員がおっしゃったように、選択されていない学校では校長以下が切磋琢磨して、その成果が少しずつ見えてきている。これまで入ってこなかった学校も少しずつ選択されるようになってきている。成果は出てきているのである。極端なのは光が丘の3つの中学校なのである。

学務課長に聞くが、開進二中は40人枠のところを102人の希望があって、全員受け入れたのか。

学務課長

開進二中は、21年度102名の希望があった。今後、国立や私立の中学校へ行く者をカウントした場合に、結果的には60数名まで落ちるであろうということを知っている。

外松委員

2ページの改善策の についてである。全ての教員の皆さんに選択制の意義をもう一度知っていただいて、共通認識に立つということでのよいのであるが、少し新しい視点で、管理職以外の先生方に対して、教育指導課から直接お話しいただくことがあってもよいのではないかと。管理職を通して教員に伝えるばかりではなくて、時にはダイレクトに意向を伝えていただく機会を持つという方法も検討していただければと思う。

委員長

今、外松委員からご発言いただいたようなことについて、改めて時間をかけて話し合ったほうがよいと考えている。非常に大きなテーマであり、4年間実施してきたことを評価すること、また改善点を見つけることはすごく大事なことであるので、教育委員会としても真正面から取り組んできちんと検討しなければならない。今、最後に出たようなことを、この資料7をもとにしてさらに論議を深めていきたいと考えている。本日のところはここまでで継続としたい。ぜひ次回までに、この資料7をもとにして、今のご発言のようなお考え、代案などがあれば考えてきていただけるとありがたい。

(1) 教育長報告

委員長

それでは教育長報告をお願いします。

教育長

小中一貫教育校に関する説明会の実施結果について報告させていただく。

委員長

では、報告の1番をお願いします。

新しい学校づくり担当課長

資料の説明（説明要旨）1月24日および1月26日に実施した小中一貫教育校に関する説明会の実施結果について説明。

委員長

説明会が行われて、その報告が資料8にまとめられている。質問等はあるか。

青木委員

「主な質問・要望等」の(3)施設整備の「子供たちが一斉に入れるような施設」とある。中学校の体育館に全員入るのは可能なのだろうか。

教育長

可能である。

外松委員

感想である。資料を読ませていただくと、桜小、桜中の地域の方々が、両校に対して非常に愛情を持ってくださっていて、具体的に協力したいと言っていることも本当にありがたい。ぜひそれにこたえられるように進めていければと思う。

委員長

(6)その他のところには、「やるからには必ず成功させるという意気込みがほしい」とある。

佐藤委員

桜中の生徒数はどのくらいか。

新しい学校づくり担当課長

186人、6クラスである。

佐藤委員

2日間にわたって行われて100人ということで、参加が少ないように感じる。参加

していない人は興味がないのだろうか。少し不安になって人数を見ていた。

教育長

場所は桜中であるが、説明会には桜小からも来ている。

佐藤委員

この小中一貫教育校については、練馬区だけではなく大変注目されている。同時に不安もあるので、我々教育委員も含めて万全を期して成功するように努力していくことが非常に重要である。よろしく願います。

新しい学校づくり担当課長

参加人数については、こういった形での説明会としては、非常に多くお集まりいただいたのではないかと考えている。説明会で使用した資料については、両校の保護者の皆さんにはあらかじめ概要版をお配りしている。また、両校の保護者と、大泉学園緑小の保護者の代表の方にも、別途説明を行ってきた経過がある。

教育長

中学生は卒業してしまうこともあり、参加しているのは小学校の方が多い。

新しい学校づくり担当課長

おっしゃるとおり、小学校の方がかなり多い状況であった。

委員長

このような説明会は今後も開催されるのか。参考に計画を伺いたい。

新しい学校づくり担当課長

当初の説明会としては今回が最後である。今後検討を進めていく過程の中で、地域の皆さん、あるいは保護者の皆さんに説明が必要な事項が出てきたときに、折りを見て説明会を実施していきたいと考えている。

教育長

推進委員会には保護者等は入るのか。

新しい学校づくり担当課長

地域の代表の方、保護者の代表の方に入ってください。

委員長

その辺の情報も後日いただければありがたい。よろしく願います。
その他に報告はあるか。

外松委員

インフルエンザのその後の状況はどうなっているか。

保健給食課長

1月半ばに東京都が流行の注意報を出して、これ以降、学級閉鎖等が続いた。2月に入って若干であるが、その勢いが弱まっている状況である。昨日時点で学級閉鎖を行っている学校は4校7学級という現状である。累計すると相当な数になって、77校102クラスが学級閉鎖を行った。4分の3の学校は学級閉鎖を経験した状況である。おさまってきたとは言え、一般的には2月の中旬以降まで流行すると言われているので、引き続き衛生面等にも注意したいと考えている。

委員長

毎回時間を延長して申し訳ない。大きな課題がたくさんあり、簡単に右から左へ処理できずに時間をとってしまった。不手際をおわびする。

以上で、第3回教育委員会定例会を終了する。